

介護保険事業者における事故等の発生時の報告取扱い標準例

1 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告の範囲

各事業者は、次の(1)から(4)に該当する事故等が発生した場合は、市への報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による、利用者のけが又は死亡事故の発生

注1) 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。また、居宅の通所・入所及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

注2) けがの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡をしておいた方がよいと判断されるものについては、市へ報告すること。

注3) 事業者側の過失の有無は問わない。

※利用者の自己過失によるけがであっても、注2に該当する場合は報告すること。

注4) 利用者が病気により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは市へ報告すること。

(2) 食中毒及び感染症、結核の発生

注) 食中毒・感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1・2・3類とする。別添資料参照）・結核についてサービス提供に関連して発生したと認められる場合は、市へ報告すること。

なお、これらについて関連する法律等に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

(3) 職員の法令違反・不祥事の発生

注) 利用者の処遇に影響があるもの（例 利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失等）については、報告すること。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生。

3 報告の手順

(1) 事故等発生後、各事業者は速やかに市へ電話又はファックスにより報告すること。（第一報）※ファックスの場合はプライバシーに配慮すること。

- (2) 事故処理の経過についても、電話又はファックスにより適宜報告すること。
- (3) 事故処理の区切りがついたところで、文書（別添「介護保険事業者 事故報告書」を参考とすること）で報告すること。

4 報告先

各事業者は、2で定める事故が発生した場合、3の手順により、被保険者の属する保険者（市町村）及び事業所・施設が所在する保険者（市町村）双方に連絡すること。

※四万十市担当課（高齢者支援課 介護保険係）

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

電話 0880-34-1165 FAX 0880-34-0567